

「中長期的な人材確保・育成のための調査及び分析業務」に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）7 月 8 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 担当部局

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
電話（011）211 - 2278

2 契約に関する事項

(1) 業務名

中長期的な人材確保・育成のための調査及び分析業務

(2) 業務内容

求職者への効果的な就職支援及び地元企業への人材供給を図るため、求職者と企業間の雇用ミスマッチの課題に関する調査及び分析を行う。

詳細は企画提案仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和 6 年 12 月 27 日（金）まで

(4) 契約に至るまでの方法

ア 企画競争参加者の募集および企画提案書の受付

イ 書類審査の実施（企画提案書提出者が 5 者以上の場合）

ウ 企画提案書プレゼンテーションの実施

エ 企画競争実施委員会による審査

オ 上記エの審査で評価が最も高い 1 者を受託予定者として選定

カ 上記オの受託予定者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類等の詳細については、企画提案募集要領及び企画提案仕様書による。

3 参加資格

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO 法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人で、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有しているもの

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないもの

- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと
- (4) 令和6年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者であるもの
- (5) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの
- (6) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと
- (8) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの
- (10) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しないもの
- (11) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しないもの
- (12) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること

4 仕様書等の取得方法

札幌市ホームページに公開する。